

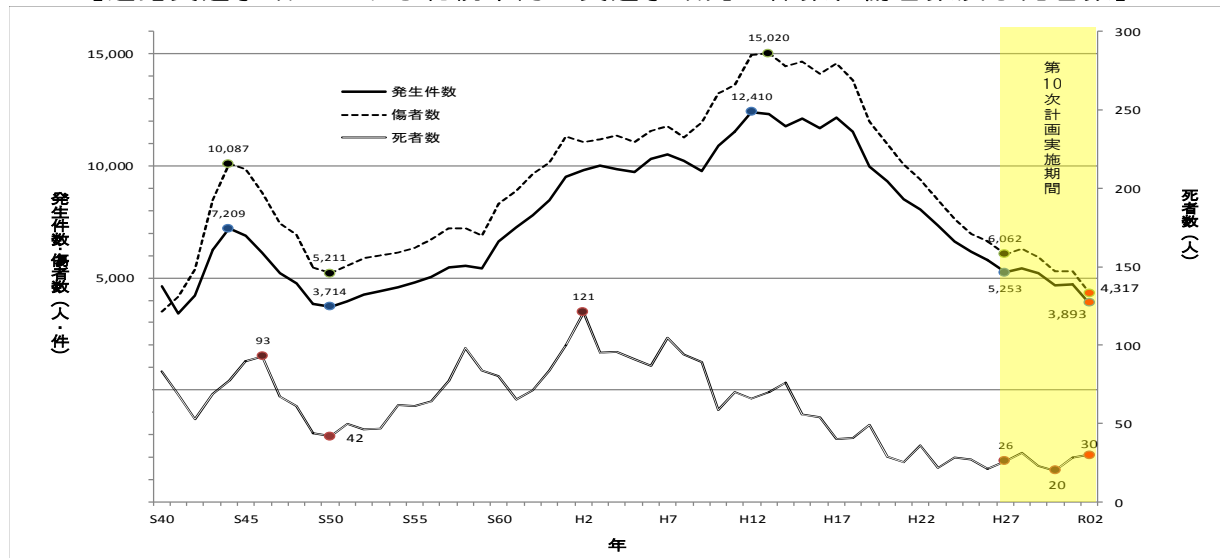
第11次北海道交通安全計画【札幌市版】について

1 交通安全計画とは

交通安全対策基本法第26条に基づき、札幌市域で実施される交通安全施策の大綱として、国及び北海道が作成する交通安全計画を踏まえて策定する計画*。札幌市交通安全対策会議（附属機関）が5年ごとに策定する。第11次計画期間は令和3～7年度。
（※策定は努力義務）

2 札幌市における交通事故の現状

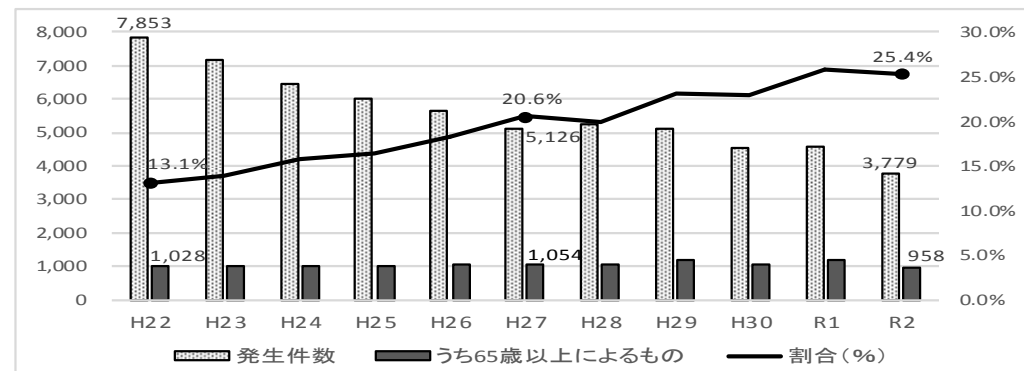
【道路交通事故における札幌市内の交通事故発生件数、傷者数及び死者数】



札幌市における道路交通事故の発生件数、傷者数及び死者数は、長期的には減少傾向にあるが、死者数は平成30年に20人まで減少した後2年連続で増加し、第10次計画の最終年である令和2年には30人となった。

また、運転者が第一当事者となる事故の発生件数は、長期的には減少傾向にあるが、65歳以上の運転者による事故の件数は横ばいであり、高齢者による事故の割合が年々増加傾向にある。

【道路交通事故における札幌市内の交通事故発生件数、傷者数及び死者数】



3 札幌市における計画期間中の目標

道路交通：令和7年までに24時間交通事故死者数を20人以下とする。

鉄道交通：乗客の死者数ゼロを目指す。運転事故全体の死者数減少を目指す。

4 重点課題

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 高齢者と子どもの交通事故防止 | (4) 自動車の安全運転の推進 |
| (2) 自転車の安全利用の推進 | (5) 冬季を含めた生活道路の安全確保 |
| (3) 飲酒運転の根絶 | (6) 鉄道及び踏切道における安全対策 |

5 講じようとする主な施策（分野別）

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 道路交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の移手段の確保・充実 ・自転車利用環境の総合的整備 ・冬季道路交通環境の整備 等 | <p>(4) 救助・救急活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階的・体系的な交通安全教育の推進 ・飲酒運転根絶に向けた交通安全教育等の推進 ・地域団体等の主体的活動の推進 等 |
| <p>(2) 交通安全思想の普及徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転者教育等の充実（運転免許教習、高齢運転者対策等）等 | <p>(5) 被害者支援の充実と推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助体制の整備・充実 ・救急医療体制の整備 等 |
| <p>(3) 安全運転の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転者教育等の充実 ・交通事故相談活動の推進 等 | <p>(6) 鉄道交通及び踏切道における交通の安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の安全な運行の確保 ・踏切道立体交差化の促進 等 |

6 前計画（第10次計画）からの主な変更点

- 新規**
 - ・高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくり
 - ・フードデリバリー等による自転車利用者に対する交通安全教育の充実
- 取組強化**
 - ・通学路など子どもが日常的に移動する経路における交通安全の確保
 - ・地域と一体となった交通安全対策の推進（担い手の確保）
- 呼称の変更**

第11次北海道交通安全計画は、道・道警のほか本市関係部局等を含む関係団体が内容確認のうえ素案を作成しており、本市に関係する内容も含め、既に道民意見募集・議会等のプロセスを経て決定している。

本計画は道計画の内容に変更を加えるものではなく、道計画のうち本市関連部分を抽出し、札幌市としての重点課題や目標を明確にするものであることから、その位置づけを明確にするため、今期より「第11次北海道交通安全計画（札幌市版）」と呼称する。